

志摩市における総合評価方式の試行実施概要

志摩市では、公共工事の品質確保を図ることを主な目的とし、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）」に位置付けられた総合評価方式について、下記のとおり試行実施します。

1. 総合評価方式について

総合評価方式とは、従来の価格競争のみにより落札決定していた方式とは異なり、工事品質を高めるための新しい技術や手法など、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式のことです。

2. 総合評価方式導入の目的

公共工事における価格競争の激化に伴い、工事品質の低下を招くことが懸念されている中で、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質で優れた調達を行うことが求められています。これらを実現する目的で「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式を導入します。

3. 試行対象

志摩市が発注する建設工事の内、競争入札に付す案件で、次の（1）～（3）に該当するものを対象とします。

- （1） 入札者が提示するライフサイクルコスト等総合的なコストの削減や工事目的物の性能・機能の向上及び環境の維持や交通の確保等社会的要請への対応と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事
 - （2） 入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の施工能力等と入札価格とを一体として評価することが妥当と認められる工事
 - （3） 総合評価方式に基づき執行することが妥当であると市長が認める工事
- ※ 総合評価方式の試行対象となる工事は、入札公告等の発注情報に総合評価方式による旨掲載します。

4. 総合評価方式の方法

志摩市総合評価方式試行要領に定めるものの内、以下の2方式について主に試行実施するものとします。

1) 簡易型

技術的な工夫の小さい工事で、簡易な施工計画や施工方法、同種工事の経験等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価する方式

※ 別添資料1-1「[簡易型 総合評価方式（標準）実施手順](#)」参照

2) 特別簡易型

技術的な工夫の特に小さい工事で、同種工事の経験等に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価する方式

※ 別添資料1-2「[特別簡易型 総合評価方式（標準）実施手順](#)」参照

5. 技術力の提案・評価

総合評価方式では、価格以外の要素も落札決定の評価対象となることから、案件ごとにあらかじめ定められた項目（評価項目）に基づき、入札参加者に技術提案を求めます。簡易型においては、企業の持つ施工能力等の絶対評価項目と入札案件ごとにテーマを定めた簡易な施工計画（周辺環境や特記課題等）が評価の対象となり、特別簡易型においては、企業の持つ施工能力等の絶対評価項目のみが技術力評価の対象となります。

1) 評価項目

評価項目は工事内容、施工場所の状況等により入札案件ごとに設定します。

【評価項目設定例】

大項目	中項目	小項目	評価基準	加算点
企業要件	工事实績	過去〇〇年間における〇〇工事の施工実績	志摩市発注	30
			三重県発注	20
			実績なし	0
	地域社会貢献度	小規模工事契約実績	有	5
			無	0
		障害者雇用実績	有	5
		無	0	
技術者要件	配置予定技術者の工事实績	過去〇〇年間における〇〇工事の施工実績	志摩市発注	30
			三重県発注	20
			実績なし	0
技術力要件	周辺環境	現場環境・周辺住宅への配慮	配慮がある	50

			配慮がない	0
	ヒアリング	業務への取組み姿勢・応答性	優れている	20
			その他	0

2) 技術提案

総合評価方式の試行案件となる入札では、入札公告等により指定された日までに、以下に示す技術資料及び添付書類の提出が必要となります。

- ① 技術資料届出書
- ② 地域要件に関する技術資料
- ③ 企業要件に関する技術資料
- ④ 工事实績（企業要件）の概要
- ⑤ 工事实績（技術者要件）の概要
- ⑥ 技術力の確認
- ⑦ 特記課題

※ 工事案件ごとに提出書類は異なるため、どの様式により技術提案するかなど詳細は入札公告等に明示します。

☆ 注意事項

- ① 総合評価方式の試行案件では、**技術資料の提出がない場合は入札に参加できません。**発注者が示した仕様書に基づく仕様（標準案）どおりでの施工を希望した場合でも必ず提出の必要があります。
- ② 技術資料の提出時に記載した配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更を認めませんので、技術資料提出後に、他の工事を受注したことにより当該技術者を配置できなくなった場合は、速やかに入札辞退届を提出してください。
- ③ 技術提案が採用された場合は、**落札後に特記仕様として履行確認を求め**ることとなりますので、技術提案の際には提案内容の実効性等十分考慮してください。
- ④ その他技術提案の方法等詳細は、工事案件ごとの入札公告等でご確認ください。

3) ヒアリング

簡易型において簡易な施工計画（周辺環境や特記課題等）の提出を求めた案件については、提案内容の確認を行うため、ヒアリングを実施する場合があります。ヒアリングは総合評価方式技術審査会が行い、実施の有無等は入札公告において明示します。

☆ 注意事項

- ① ヒアリングは原則として配置予定技術者に対して実施します。
- ※ 配置予定技術者が出席できない場合はヒアリング部分の評価項目が

評価されません。

- ② ヒアリングでの新たな提案や提案内容の変更は認められません。

4) 技術力の評価

技術提案の評価は、提出された技術資料に基づき、総合評価方式技術審査会が行います。評価手順は次のとおりです。

- ① 技術資料の内、絶対評価（地域要件、企業要件、技術者要件等）に関わる部分を評価項目ごとに評価し採点する。
- ② 技術資料の内、相対評価（周辺環境や特記課題等）に関わる部分を評価項目ごとに評価し、ヒアリング内容も加味し採点する。
- ※ 相対評価に関わる部分の評価は、技術審査会の各委員が個別に採点したものを評価項目ごとに集計し、その平均点（小数点以下切捨て）をもって評価点とします。
- ③ 絶対評価、相対評価の評価結果は、採点后それぞれ個別に封入され、入札会までに発注者において厳重に管理されます。

6. 学識経験者の意見聴取

総合評価方式により入札を執行する場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき学識経験者の意見を聞くこととされていることから、当面は三重県が設置する三重県公共工事総合評価意見聴取会を活用するものとします。

7. 技術提案等の採否

技術提案の採否については、書面により入札参加者に通知します。また、技術提案が認められなかった部分については、仕様書（標準案）に基づく入札となります。

8. 落札決定の方法

入札参加者にあらかじめ与えられた標準点（1,000点）と技術提案された資料に基づき、評価項目ごとに評価された得点（加算点）の合計を入札価格で除した数値（評価値）の最も高い者を落札者（落札候補者）とします。

$$\text{評価値} = \{ \text{標準点 (1,000点)} + \text{加算点 (200~300点)} \} \div \text{入札価格} \times 1,000,000$$

- ※ 評価値の端数処理（少数点第6位以下切捨て）

※ 別添資料－2 「総合評価方式 落札決定方法（簡易型 参考例）」 参照

9. 責任の所在とペナルティ

- 1) 技術提案が適正と認められた場合でも、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではありません。
- 2) 技術提案が認められた場合、提案内容は特記仕様となります。このため、提案事項が履行できなかつたときは、本市の指名停止措置の対象となる場合があります。

10. 入札結果等の公開

- 1) 落札者（落札候補者）が決定したときは、以下の項目を公表します。
 - ① 入札参加者名
 - ② 各入札参加者の入札金額
 - ③ 各入札参加者の標準点・加算点
 - ④ 各入札参加者の評価値
- 2) 落札者の技術資料については、原則情報公開の対象とします。
ただし、落札者の提案内容が法人等情報に該当する場合は部分非開示となる場合があります。

11. 試行実施の時期

総合評価方式による入札は、平成20年4月1日以降に入札に付するもので、入札公告等において総合評価方式で行う旨を明示した案件において試行実施します。

12. その他

発注条件の詳細は、入札公告等によるものとします。